

物品買入れ等競争入札等参加者心得

平成 7 年 12 月 12 日 7 財経二第 100 号

最終改正 平成 24 年 12 月 11 日 24 財経二第 261 号

(趣旨)

第 1 条 この心得は、物品の買入れその他の契約（工事請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。）の締結について、東京都（東京都交通局、同水道局及び同下水道局を除く。以下「都」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約に参加する者が守らなければならない事項を定めたものである。

(総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札)

第 1 条の 2 都が行う競争入札が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により落札者を決定する場合には、別に都の指示するところによる。

(資格確認及び指名の取消し)

第 2 条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者は、令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明した場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項の規定に該当すると判明した者に対して行った資格確認又は指名は、都において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第 3 条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者が次の各号のいずれかに該当する場合（事業協同組合等にあつては、その構成員が該当する場合を含む。）、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認又は指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、若しくは妨げようとした者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平成 7 年 12 月 20 日付 7 財経総第 1050 号)

第6指名の制限の各号に該当することが判明した者

2 前項に規定するほか、資格確認又は指名を受けた者若しくはその代理人、支配人その他の使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

第4条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、その見積もる契約金額(単価による入札については契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付が不要となる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に都を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知(以下「確認通知」という。)又は指名競争入札の参加者の指名の通知(以下「指名通知」という。)において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次表の左欄に掲げる担保の提供によってこれに代えることができる。この場合、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ次表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債	政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
東京都債	
地方債(東京都債を除く。以下同じ。)	
銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
契約担当者等(知事及び東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号)の定めるところにより契約締結権限の委任を受けた者をいう。以下同じ。)が確実に認める社債	
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
契約担当者等が確実に認める金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手	
銀行又は契約担当者等が確実に認める金融機関に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行又は契約担当者等が確実に認める金融機関の保証	その保証する金額
銀行又は契約担当者等が確実に認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額

- 2 入札参加者は、国債、東京都債、金融債、地方債又は契約担当者等が確実に認める社債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された東京都債、金融債、地方債又は契約担当者等が確実に認める社債であるときは、当該債券を質権の目的としたことにつき、登録機関に登録をし、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提出に代えることができる。
- 3 入札参加者は、金融債、地方債又は契約担当者等が確実に認める社債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的としたことにつき、社債原簿に記載しなければならない。
- 4 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当者等が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、銀行又は契約担当者等が確実に認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第 7 条 入札参加者は、都を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第 8 条 入札保証金は、都の渡す入札保証金納付書により、確認通知又は指名通知において示す金銭出納員又は企業出納員に納付しなければならない。

- 2 金銭出納員又は企業出納員は、入札保証金の納付があったときに入札保証金領収書及び納付証明書等を当該納入者に渡す。
- 3 前 2 項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第 9 条 入札参加者は、都から示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合、当該誤記又は脱落が示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第 1 項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によることと指示された場合は、それに従うものとする。

（入札の辞退）

第 9 条の 2 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 資格確認又は指名を受けた者が入札を辞退するときは、次のように行うものとする。

- (1) 入札前の場合、その旨の書面を契約担当者等に別に都が指示する日時までに直接持参するか郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項の一般信書便事業者若しくは同条第 9 項の特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)で別に都が指示する日時までに到達するよう送付するものとする。
- (2) 入札中の場合、その旨を入札書に記載し提出するものとする。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。
- (3) 入札が電子入札案件(東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。))により処理する契約案件をいう。以下同じ。)の場合は、入札締切日時までに、電子調達システムにより辞退する旨を送信するものとする。

3 入札を辞退した者が、それを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第 9 条の 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

(入札)

第 10 条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印(あらかじめ届け出た印鑑に限る。)の上、封入封かんをして、あらかじめ確認通知又は指名通知において示された日時及び場所において、都職員の指示により提出しなければならない。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

また、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を同封しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券であるときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件においては、電子調達システムの入札書(以下「電子入札書」という。)に必要な事項を入力し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに電子調達システムにより提出しなければならない。ただし、あらかじめ紙入札(書面による入札手続をいう。以下同じ。)を認められたものは別に指示するところにより、別記第 2 号様式による入札書を提出しなければならない。

また、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を入札締切日時までに、直接持参するか郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）で送付しなければならない。

3 入札は、代理人に行わせることができる。ただし、その代理人は、物品買入れ等競争入札参加資格審査申請時及びその後に、都に代理人として届け出た者であり、受付票に代理人として記載してある者に限る。

4 第1項の規定にかかわらず、確認通知又は指名通知において郵便等による入札が認められたとき及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定の適用を受けるものであるとき（電子入札案件の場合は紙入札の承認を受けた入札者が行う入札に限る。）は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により入札することができる。この場合は、別に指示された日時及び場所に到着していなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第11条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第12条 開札は、入札の終了後直ちに、当該入札場所において入札者の立会いを得て行い、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない都職員が立ち会う。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行い、入札者を立ち合わせることができる。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当した入札は、無効とする。

- (1) 当該入札案件の希望票提出から開札までの間において、入札に参加する資格がない者の行った入札
- (2) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置を受けた者（事業協同組合等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。）のした入札
- (3) 指示された日時までに定められた入札保証金を納付しない者の行った入札
- (4) 郵便等による入札を認められた場合で、送付された入札書が定められた日時及び場所に到着しない入札
- (5) 電子入札案件において、あらかじめ紙入札が認められていない場合に、紙による入札書を提出した入札
- (6) 入札書（電子入札案件にあつては、電子入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の記載事項が不明な入札
- (7) 入札書に記名又は押印のない入札
- (8) 電子入札書に記名又は押印に相当する電磁的記録のない入札
- (9) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

- (10) 他人の代理を兼ねた者又は2人以上の代理をした者の行った入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した者の行った入札
- (12) 電子調達システムの不正利用又は電子証明書の不正使用により行った入札
- (13) 一定の金額で価格を表示していない入札
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- (15) 明らかに連合によると認められる入札
- (16) (1)から(15)までのほか、特に指定した事項に違反した者の行った入札

(落札者)

第 14 条 物品の買入れその他都の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、製造の請負の場合で、次条及び第 16 条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とするところがある。

2 物品の売払いその他都の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札をした者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第 15 条 製造の請負の競争入札の場合で、都が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち最低の価格で入札をした者を落札者とするところがある。

(低入札価格調査制度)

第 15 条の 2 製造の請負の競争入札の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査するときには、その者は、調査に協力するものとする。

(最低制限価格の設定)

第 16 条 製造の請負の競争入札の場合で、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 17 条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第 13 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。

3 第 1 項の規定にかかわらず、電子入札案件において再度入札を行うときは、入札書の締切日時

及び開札場所等を速やかに入札参加者に通知する。

- 4 電子入札案件の再度入札は、特に必要と認められる場合を除き、2回を限度として打ち切る。
- 5 電子入札案件の再度入札において、入札参加者が入札を辞退するときは、締切日時までに、電子調達システムにより辞退届の送信をする（あらかじめ紙入札を認められたものは別に指示するところによる。）ものとする。

（再度入札の入札保証金）

第 18 条 前条の規定により再度入札をする場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）により再度入札における入札保証金の納付があったものと見なす。

（くじによる落札者の決定）

- 第 19 条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない都職員が代わりにくじを引く。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、電子入札案件において落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号（3けたの整数）によりくじ引きを行い、落札者を決定する。
 - 4 電子入札案件において、紙入札が認められた入札参加者の入札書にくじ番号が記入されていない場合又は記載されたくじ番号が不明な場合は、別に定めるところによる。

（入札結果の通知）

- 第 20 条 開札時、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。落札者となった者が開札に立ち会わなかった場合は、その者に落札者となった旨を通知する。
- 2 特例政令の規定が適用される契約については、開札時に落札者とならなかった入札者から請求があったときは、速やかに前項の規定により開札に立ち会った者に知らせる事項のほか落札者の住所及び当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由を通知する。
 - 3 電子入札案件において落札者があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、その者の指名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子調達システムにより入札参加者に通知する。

（落札者決定の取消し）

第 20 条の 2 落札者と決定された者が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置を受けた者に該当（事業協同組合等であってもはその構成員が該当する場合を含む。）することが、第 23 条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、当該決定を取り消す。

（契約書等の作成）

第 21 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書（契約書

の作成を省略する場合は請書)に記名押印し、提出しなければならない。

2 前項の期間は、都において必要があるときは、確認通知又は指名通知においてあらかじめ示すところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合は請書)を提出しないときには、落札の効力が失われることがある。

4 契約書の提出があったときは、契約担当者等が当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第22条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、請書を提出しなければならない。

(契約の確定)

第23条 契約書を作成する契約では、当該契約は契約担当者等と落札者の双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第24条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。)

は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合はその定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

(1) 契約保証金の全部を納めないこととした場合は、契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めないこととした場合は、請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合は、入札保証金領収書を金銭出納員又は企業出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供によって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息は付けない。

(入札保証金の没収)

第26条 入札保証金を納付した場合で、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、都に帰属する。

(契約保証金)

第27条 落札者は、契約金額(単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)の提出前に納付しなければならない。ただし、次の場合は、その全部又は一部の納付が不要となる。

(1) 落札者が保険会社との間に都を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 物品の売払契約で、売払代金が即納される時。

(3) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を必要としないものとされた時。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第 28 条 第 6 条及び第 25 条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第 29 条 落札者が、都を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第 30 条 契約保証金は、都の発行する納付書により契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

(利札の返還)

第 31 条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の返還を請求することができる。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 32 条 次の契約は、あらかじめ、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 14 号）の定めるところにより東京都議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

(1) 製造の請負で予定価格が 9 億円以上のもの

(2) 動産の買入れ又は売払いで予定価格が 2 億円以上のもの

(随意契約における場合の準用)

第 33 条 第 2 条から第 4 条まで、第 9 条から第 13 条（第 10 条第 1 項及び第 2 項後段並びに第 13 条第 3 号を除く。）まで、第 19 条から第 23 条まで、第 27 条から第 32 条までの規定は、令第 167 条の 2 第 1 項に規定する随意契約により締結する場合に準用するものとする。

2 前項の場合においては、「一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者」は「見積合せに指名された者」に、「入札」（ただし「入札保証金」に係る「入札」を除く。）は「見積り」に、「資格確認又は指名」は「指名」に、「競争入札又はせり売り」は「随意契約」に、「落札」は「見積採用」に、「入札書」は「見積書」に、「入札参加者」は「見積参加者」に、「入札者」は「見積者」に、「開札」は「見積合せ」にそれぞれ読み替えるものとする。

入札書様式等

1 入札書の様式は次のとおりです。

(大きさは日本工業規格A4とする。)

2 入札書は、下の要件を備えた封筒に入れて提出してください。

注意事項

1 代理人により入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所氏名を明記すること。この代理人は、物品買入れ等競争入札参加資格審査申請時及びその後に、都に代理人として届け出た者であり、受付票に代理人として記載してある者である。

2 書留郵便等による場合の宛先は、その都度指示する。

3 入札金額は、円未満の端数を記入しないこと。ただし、単価による入札についてはこの限りでない。

	No. _____
件	
名	又 東 は 京 契 都 約 知 担 事 当 者
	殿

	氏住 名所
--	----------